

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月16日
【計算期間】	第29特定期間 (自2018年11月17日 至 2019年5月16日)
【ファンド名】	AAAソブリン・ファンド
【発行者名】	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー
【事務連絡者氏名】	入山 小枝子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー
【電話番号】	03-6377-2882
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

目 的

世界主要国のソブリン債券^{*}に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

^{*}ソブリン債券：各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

信託金限度額

3,000億円を限度として信託金を追加することができます。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産
		（ ）
		資産複合

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
--------	------	--------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含まない)	
	年2回	日本	
	年4回	北米	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
		オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	なし
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ	
資産複合 ()		中近東(中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

債券 公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国債機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

決算頻度による属性区分

年12回（毎月）...目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

グローバル（日本を含まない）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

1 世界主要国の高格付(AAA)ソブリン債券へ投資

原則として、世界主要国の投資適格債(ムーディーズによるAaa、またはS&PによるAAAの格付けを有する国債、政府機関債)に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

ソブリン債券：各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

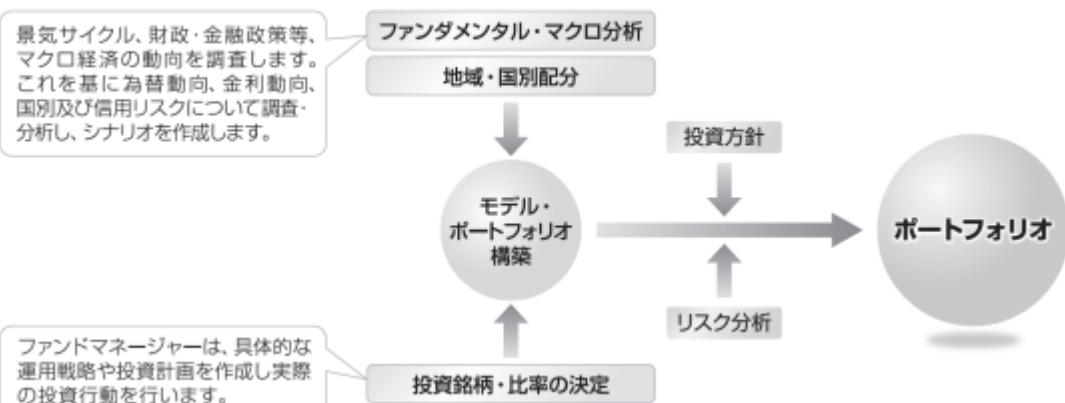
2 外国債券の運用について

円投資者の立場から最適な投資を行い、リターンの追求を図ります。

- 投資対象国毎に「債券投資収益率予測(金利予測)」と「為替収益率予測」を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組合せを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。
- 円建ての投資者の立場から最適な国別の資産配分を行うことにより、リターンを追求します。
したがって特定のベンチマークはありません。
- 原則として為替ヘッジは行いません。

投資環境に重大な変化が生じた場合や投資する海外の金融・証券市場、投資先の国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等の変化や投資対象の外部評価の変化等により、投資対象への投資を大幅に縮小及び変更する場合があります。また資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●当ファンドの運用プロセス



3 毎月決算を行い、収益の分配を行います

毎月16日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

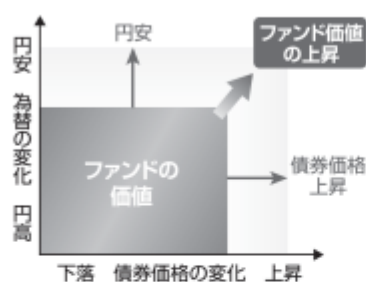


※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

ご参考 ファンド運用のイメージと基準価額の変化

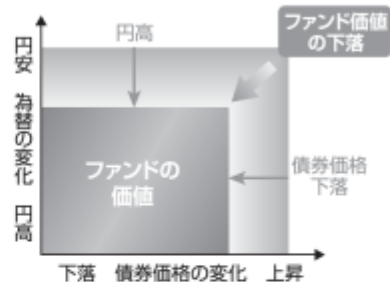
●円安＋債券価格が上昇した場合

→ ファンド価値の上昇 → 基準価額の上昇



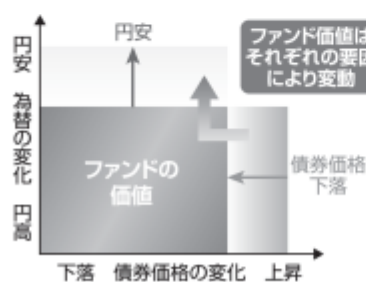
●円高＋債券価格が下落した場合

→ ファンド価値の下落 → 基準価額の下落



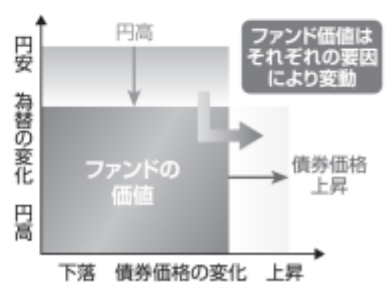
●円安＋債券価格が下落した場合

→ それぞれの要因の積み上げによります。



●円高＋債券価格が上昇した場合

→ それぞれの要因の積み上げによります。



※上記はイメージ図であり、投資環境によっては上記の通りにならない場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

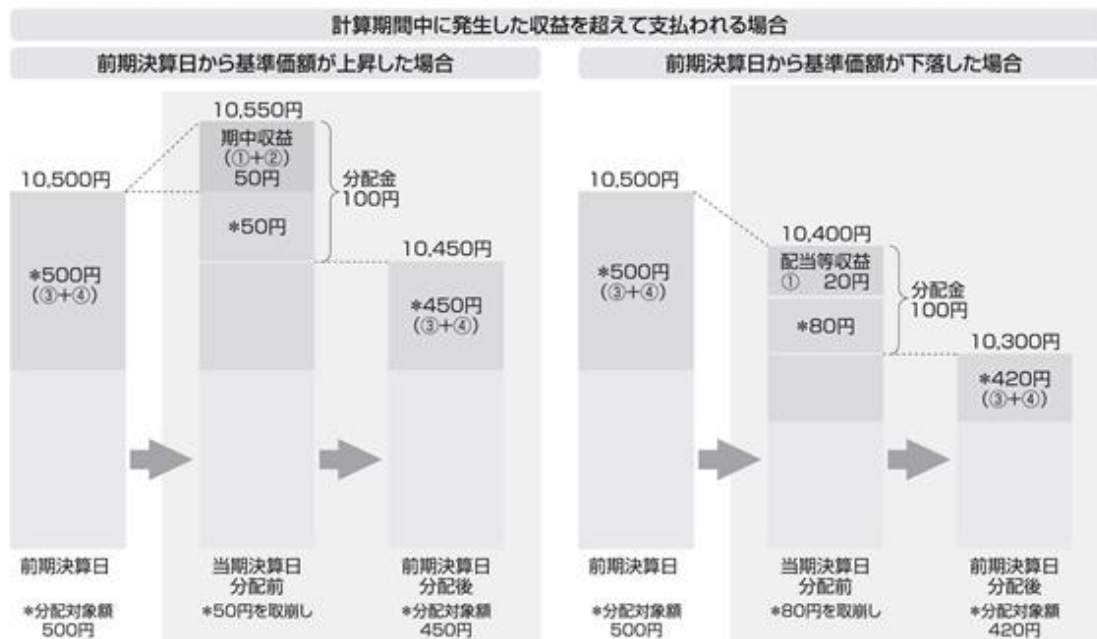
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



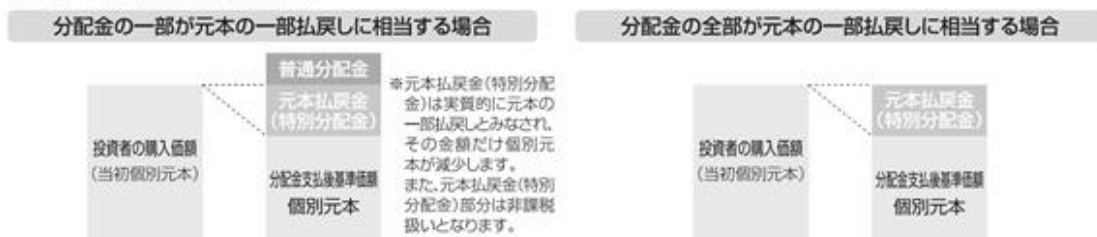
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「4 手数料等及び税金(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

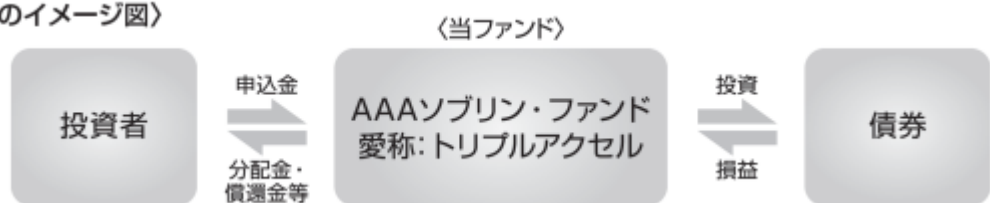
(2) 【ファンドの沿革】

- 1998年12月1日 信託契約締結
- 1998年12月1日 当ファンドの設定
- 1998年12月1日 当ファンドの運用開始
- 2010年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（現BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社）に承継

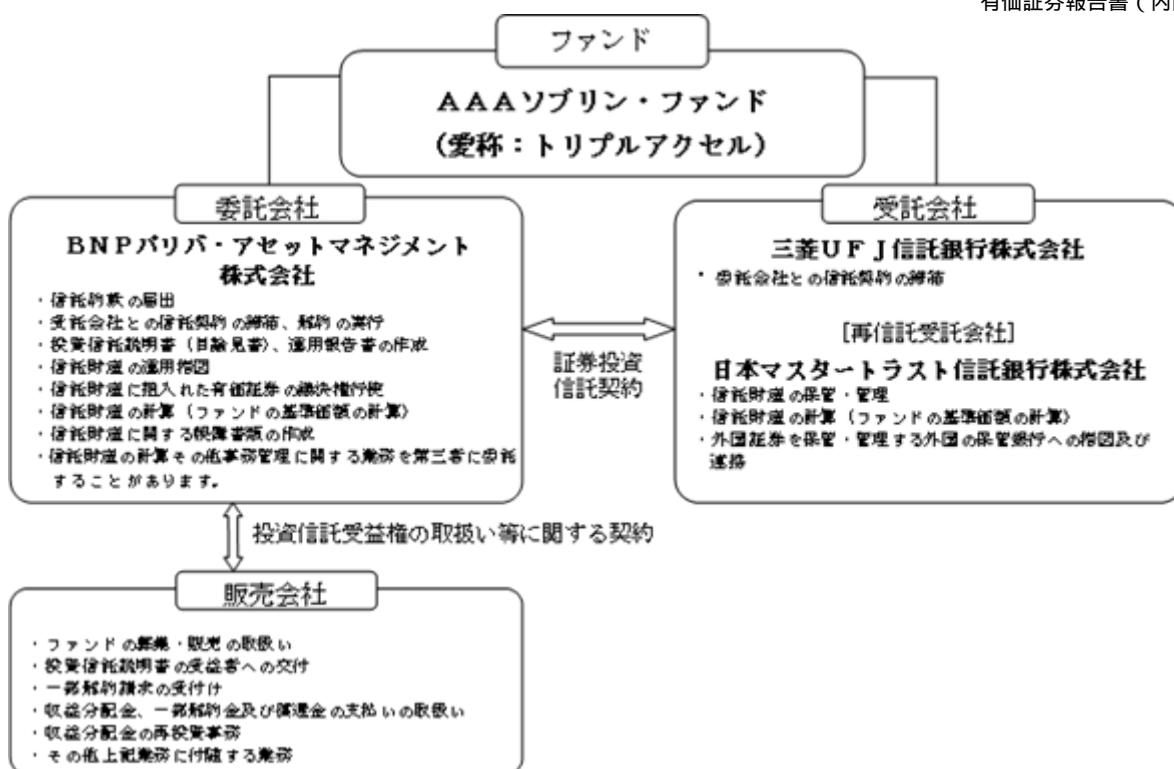
(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み

〈運用のイメージ図〉



b. ファンドの関係法人及び委託会社が関係法人と締結している契約等の概要



ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ・アセット マネジメント株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三菱UFJ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

* 証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

* 投資信託受益権の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

c. 委託会社等の概況（2019年5月末現在）

資本金 1億円

沿革	1998年11月9日	会社設立
	1998年11月30日	証券投資信託委託業の免許取得
	1999年2月26日	証券投資顧問業の登録
	2000年6月20日	投資一任契約業務の認可取得
	2000年8月1日	パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
	2000年8月1日	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
	2010年7月1日	フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併
		ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更
	2017年12月1日	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社に社名変更

大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Holding BNPパリバ・アセットマネジメント・ ホールディング	フランス共和国 パリ75009 ブルヴァーオスマン1	169,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

世界主要国の投資適格債（ムーディーズによるA a a、またはS & PによるA A Aの格付けを有する国債、政府機関債）を主要な投資対象とし、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

b. 投資態度

原則として、世界主要国の投資適格債（ムーディーズによるA a a、またはS & PによるA A Aの格付けを有する国債、政府機関債）に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

投資対象国毎に「債券投資収益率予測（金利予測）」と「為替収益率予測」を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組合せを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。

円投資家の立場から最適な国別資産配分（カンントリー・アロケーション）を行うことにより、リターンの追求を図ります。

外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

(2)【投資対象】

a. 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換、新株引受権付社債及び新株引受権証券の新株引受権行使により取得した株券または新株引受権を表示する証券もしくは証書（新株引受権証券を除きます。）
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券及び外国または外国法人が発行する証券または証書で、新株引受権証券または分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券の性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 投資信託証券（外国法人が発行する証券で、投資信託の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
10. 外国の者が発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権及び外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

なお、第1号の証券または証書及び第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券及び第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

b. 投資対象とする金融商品

前記aに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

預金

指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

抵当証券

前記aにかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金をbの から までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c. その他の投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができるものとします。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。（以下同じ。）

わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引及び先物オプションを行うことができます。

わが国の取引所における金利にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができるものとします。

異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。以下同じ。）を行うことができるものとします。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うことができるものとします。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

信託財産に属する有価証券を貸付けることができるものとします。

一部解約金または再投資にかかる収益分配金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができるものとします。

信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

・運用部門及びトレーディング部門（５名程度）

運用部門では、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。トレーディング部門では、運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。

・運用委員会（10名程度）

原則として月１回及び随時に開催し、投資環境や投資行動についての報告を行います。また、投資運用活動に関する協議を行い、関連する重要な情報を委員会で共有し、それによって当社の投資運用に関わる業務を効果的に推進します。

・内部管理委員会（10名程度）

原則として月１回及び随時に開催し、各部署における自主検査の実施状況及び結果の報告、独立した専任部署による投資リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクなどの管理状況の確認を行います。あわせて当社における内部管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備を確実なものとするために必要な協議と情報共有を迅速かつ効果的に行います。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（５名程度）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

意思決定プロセス

運用部門が、景気サイクル、財政・金融政策等、マクロ経済の動向を調査します。これを基に為替動向、金利動向、国別及び信用リスクについて調査・分析しシナリオを作成します。また、円投資家の立場から最適な国別資産配分（カンントリー・アロケーション）を行うことにより、リターンの追求を図ります。

投資対象国毎に「債券投資収益率予測（金利予測）」と「為替収益率予測」を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組合せを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。構築されたポートフォリオをアクティブな投資行動により、収益の達成を目指します。アクティブな運用ポジションは、定量的分析・定性的分析を経て実行します。ポートフォリオのリスク分析を実施して、アクティブなポジションがリスク特性をどう変化させるかを把握します。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

上記の運用体制等は2019年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年12回決算を行い、毎決算毎（休業日の場合は翌営業日）に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益の分配に充てなかった信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

a. 信託約款に基づく主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

b. 信託約款に基づくその他の投資制限

<信用リスク集中回避のための投資制限>

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<デリバティブ取引等にかかる投資制限>

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

<投資する株式等の範囲>

委託会社が投資することを指図する株式及び新株引受権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式及び新株引受権証券については、この限りではありません。

上記 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式及び新株引受権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

<同一銘柄の株式等への投資制限>

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図はしません。

<同一銘柄の転換社債等への投資制限>

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

<信用取引の指図範囲>

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記 項の信用取引の指図は、つぎの各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券及び新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権行使により取得可能な株券

＜先物取引等の運用指図・目的・範囲＞

委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券及び組入抵当証券の利払金にかかる利払金及び償還金等ならびに信託約款第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点での信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引及び先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付け代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券及び組入抵当証券の利払金及び償還金等ならびに「（2）投資対象」b から に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券及び組入抵当証券にかかる利払金及び償還金等ならびに「（2）投資対象」b から に掲げる金融商品で運用している額（以下2において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債及び組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプショ

ン取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

<スワップ取引の運用指図・目的・範囲>

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図>

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決算日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<有価証券の貸付の指図及び範囲>

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記 項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<特別な場合の外貨建有価証券への投資制限>

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<資金の借入れ>

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

c. 法令により制限される取引等

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、主として世界主要国の投資適格債に投資するため、ファンドの値動きは、概ね世界主要国の金利の動向に左右される傾向があります。また、組入有価証券の価格の値動きや為替相場の変動等、発行体の信用状況の変化等による外部評価の影響を受け、基準価額が変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

価格変動リスク

債券の価格は、その発行体の政治状況、経営状況及び財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が下落するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額も下落し、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

為替変動リスク

円が世界主要国通貨に対して強い動きを示す場合（円高）には基準価額にマイナス要因になり、逆に弱い動きを示す場合（円安）にはプラス要因になります。為替レートは一般に、外国為替市場の需要、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他様々な国際的要因により決定されます。また為替レートは各国政府・中央銀行による外国為替市場への介入等によって変動する場合があります。そのため当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ないために、組入銘柄を売買する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

当ファンドは、世界主要国の投資適格債に投資しますが、投資する海外の金融・証券市場や投資先の国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等、また投資対象の外部評価の変更等により債券価格が変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に購入・換金ができなくなることもあります。

解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

<租税に関するリスクファクター>

外国の税法による源泉徴収が投資信託からの支払いに影響を与える可能性があります。

外国の税法により、その要求する情報を提供しない特定の投資家に対する支払いに対して、源泉徴収税が課される可能性があります。そのような源泉徴収に係る金額が、当投資信託に係る支払いから源泉徴収される場合、投資信託委託会社又はその他の者が、追加での支払いを求められることはありません。投資しようとしている方は、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い <外国の税法に関する開示> 外国の税法」の部分をご参照ください。

外国の税法による報告により、投資家の当投資信託の保有に関して開示しなければならない場合があります。

外国の税法により、当投資信託の保有者の情報を集めて、関係する税務当局へ開示する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることになります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

< 投資信託についての一般的な留意事項 >

市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。

投資信託は保険契約ではありません。

投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。

投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

証券会社（第一種金融商品取引業者）を通して購入されていない投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

< 法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点 >

当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

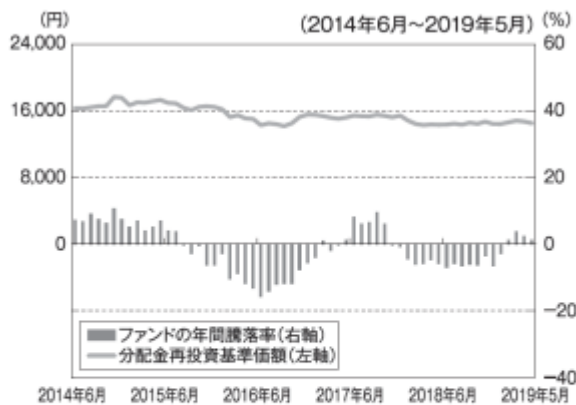
b. リスクの管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダクト部門がモニターします。運用部門等におけるリスク管理に加えて、投資リスク管理部門がポートフォリオの市場リスク、信用リスク等の投資リスクを管理します。投資リスク管理部門は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内のリスク部門に属しております。投資リスク管理部門は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスク等の投資リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済等、事務面での監視を実施します。更に、運用委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

上記管理体制は、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

c. 参考情報

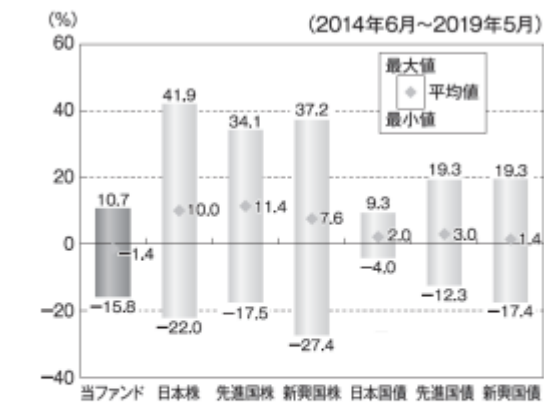
●ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

●当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注1) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しております。

(注2) 各指数等に関する著作権等の知的財産権は、開発元もしくは公表元に帰属します(東証株価指数(TOPIX): 株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックス: MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債: 野村證券株式会社、FTSE世界国債インデックス: FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド: J.P.Morgan Securities LLC)。なお、各社は当ファンドの運用に関し一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額の3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定めることとします。申込手数料は、申込時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。なお、消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する際は、無手数料の取扱いとなります。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬は、ファンドの日々の純資産総額に、年率1.134%（税抜1.05%）を乗じて得た額とします。毎日計算され、ファンドの毎計算期末または償還時にファンドからご負担いただきます。信託報酬の配分は、下記の通りです。

信託報酬の総額	年率 1.134%（税抜 1.05%）		
委託会社	年率 0.54%（税抜 0.50%）	委託した資金の運用の対価	

配分	販売会社	年率 0.54% （税抜 0.50%）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率 0.054% （税抜 0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

消費税率が10%となった場合は、以下の通りとなります。

信託報酬の総額		年率1.155% （税抜 1.05%）
配分	委託会社	年率0.55% （税抜 0.50%）
	販売会社	年率0.55% （税抜 0.50%）
	受託会社	年率0.055% （税抜 0.05%）

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドは以下の費用・手数料等も間接的に負担します。

信託事務の諸経費	・監査法人等に支払う、ファンドの財務諸表の監査に要する費用 ・有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の法定書類の作成・印刷費用 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・信託財産において換金に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息 ・信託財産に関する租税
売買・保管等に要する費用	・ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等 ・先物・オプション取引に要する費用 ・その他の金融商品取引に要する費用
その他	・当該各費用に係る消費税等相当額

ファンドの財務諸表の監査に要する費用、法定書類等の作成・印刷費用及び当該費用にかかる消費税等相当額は、あらかじめ合理的に見積もったうえで、純資産総額に対して年率0.108%^{*}（税抜 0.10%）を上限として、日々ファンドからご負担いただきます。その他の費用・手数料等は、その都度ファンドからご負担いただきます。

^{*}消費税率が10%となった場合は、0.11%となります。

上記のうち料率・上限額等を表示していないものについては、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）までの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（2019年5月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

●個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金のうち普通分配金は、配当所得として、原則20%（所得税15%、地方税5%）の源泉徴収課税が行われます。

ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として、原則20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年 1 月 1 日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税 5 %）	20%（所得税15%、地方税 5 %）

* 収益分配金（普通分配金）については、源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等及び特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡損との通算を行うことができます。

* 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。）及び譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等との損益通算を行うことができます。

● 法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。

ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年 1 月 1 日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。

ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年 1 月 1 日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

* 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 外国の税法に関する開示 >

外国の税法

外国の税法は、新しい報告体制を課し、金融機関が受け、又は行う、特定の支払いに対して源泉徴収がされる場合があります。当投資信託は金融機関に分類されます。

外国の税法に基づき、関係する税務当局へ投資家の特定の情報を報告する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることになります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家

について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

外国の税法の遵守のため、以下の通り各納税者に通知します。(A)ここに記載された税金に関する説明は、各納税者に課される外国の租税に関する罰則を回避する目的で書かれたものではなく、また、そのために利用することはできません。(B)このような税金の記載はここに記載された取引や事項を促進又は勧誘することを支援するために書かれています。(C)納税者は独立した税務アドバイザーから当該納税者の個別の状況に基づいたアドバイスを受けるべきです。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

NISA（少額投資非課税制度）及びジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用が可能です。

NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得等が一定の期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2019年5月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	222,020,351	48.96
	スウェーデン	41,413,475	9.13
	ノルウェー	44,597,984	9.83
	オーストラリア	64,831,322	14.29
	ニュージーランド	73,223,968	16.15
	小計	446,087,100	98.36
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		7,419,899	1.64
合計（純資産総額）		453,506,999	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(評価額上位銘柄)

2019年5月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	通貨	額面	簿価金額	評価金額	邦貨換算 評価金額	利率/ 償還日	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25	米ドル	2,020,000	2,008,558.72	2,030,178.78	222,020,351	2.25 2027/8/15	48.96
2	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 5.5	ニュージーランドドル	890,000	1,026,425.43	1,029,293.90	73,223,968	5.50 2023/4/15	16.15
3	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT 2.75	豪ドル	800,000	854,856.80	858,465.60	64,831,322	2.75 2024/4/21	14.29
4	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	ノルウェー クローネ	3,500,000	3,562,685.00	3,579,292.50	44,597,984	1.75 2025/3/13	9.83
5	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVT 2.5%	スウェーデン クローナ	3,100,000	3,618,540.10	3,613,741.30	41,413,475	2.50 2025/5/12	9.13

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(種類別の投資比率)

2019年5月末現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
国債証券	外国	98.36

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2018年５月末から2019年５月末における各月末日ならびに各特定計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10特定計算期間	（2009年11月16日）	1,591	1,600	9,375	9,430
第11特定計算期間	（2010年５月17日）	2,120	2,145	8,526	8,626
第12特定計算期間	（2010年11月16日）	3,076	3,116	7,732	7,832
第13特定計算期間	（2011年５月16日）	3,466	3,513	7,260	7,360
第14特定計算期間	（2011年11月16日）	2,518	2,540	6,417	6,472
第15特定計算期間	（2012年５月16日）	2,291	2,312	6,207	6,262
第16特定計算期間	（2012年11月16日）	1,980	1,990	6,255	6,285
第17特定計算期間	（2013年５月16日）	1,797	1,804	7,601	7,631
第18特定計算期間	（2013年11月18日）	1,563	1,569	7,151	7,181
第19特定計算期間	（2014年５月16日）	1,441	1,447	7,173	7,203
第20特定計算期間	（2014年11月17日）	1,421	1,427	7,599	7,629
第21特定計算期間	（2015年５月18日）	1,232	1,237	7,221	7,251
第22特定計算期間	（2015年11月16日）	1,093	1,098	6,756	6,786
第23特定計算期間	（2016年５月16日）	859	864	5,884	5,914
第24特定計算期間	（2016年11月16日）	830	835	5,715	5,745
第25特定計算期間	（2017年５月16日）	672	675	5,746	5,776
第26特定計算期間	（2017年11月16日）	569	570	5,586	5,596
第27特定計算期間	（2018年５月16日）	490	490	5,153	5,163
第28特定計算期間	（2018年11月16日）	469	470	5,189	5,199
第29特定計算期間	（2019年５月16日）	450	451	5,074	5,084
	2018年５月末日	486	-	5,146	-
	2018年６月末日	482	-	5,144	-
	2018年７月末日	472	-	5,175	-
	2018年８月末日	469	-	5,119	-
	2018年９月末日	470	-	5,194	-
	2018年10月末日	463	-	5,134	-
	2018年11月末日	472	-	5,218	-
	2018年12月末日	460	-	5,111	-
	2019年１月末日	459	-	5,100	-
	2019年２月末日	464	-	5,159	-
	2019年３月末日	468	-	5,218	-
	2019年４月末日	459	-	5,173	-
	2019年５月末日	453	-	5,095	-

（注）上記の基準価額は、１万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

	計算期間	１万口当たりの分配金（円）
--	------	---------------

第10特定計算期間	自 2009年 5 月19日 至 2009年11月16日	330
第11特定計算期間	自 2009年11月17日 至 2010年 5 月17日	555
第12特定計算期間	自 2010年 5 月18日 至 2010年11月16日	600
第13特定計算期間	自 2010年11月17日 至 2011年 5 月16日	600
第14特定計算期間	自 2011年 5 月17日 至 2011年11月16日	330
第15特定計算期間	自 2011年11月17日 至 2012年 5 月16日	330
第16特定計算期間	自 2012年 5 月17日 至 2012年11月16日	255
第17特定計算期間	自 2012年11月17日 至 2013年 5 月16日	180
第18特定計算期間	自 2013年 5 月17日 至 2013年11月18日	180
第19特定計算期間	自 2013年11月19日 至 2014年 5 月16日	180
第20特定計算期間	自 2014年 5 月17日 至 2014年11月17日	180
第21特定計算期間	自 2014年11月18日 至 2015年 5 月18日	180
第22特定計算期間	自 2015年 5 月19日 至 2015年11月16日	180
第23特定計算期間	自 2015年11月17日 至 2016年 5 月16日	180
第24特定計算期間	自 2016年 5 月17日 至 2016年11月16日	180
第25特定計算期間	自 2016年11月17日 至 2017年 5 月16日	180
第26特定計算期間	自 2017年 5 月17日 至 2017年11月16日	160
第27特定計算期間	自 2017年11月17日 至 2018年 5 月16日	60
第28特定計算期間	自 2018年 5 月17日 至 2018年11月16日	60
第29特定計算期間	自 2018年11月17日 至 2019年 5 月16日	60

【収益率の推移】

	計算期間	収益率（％）
--	------	--------

第10特定計算期間	自 2009年5月19日 至 2009年11月16日	6.9
第11特定計算期間	自 2009年11月17日 至 2010年5月17日	3.1
第12特定計算期間	自 2010年5月18日 至 2010年11月16日	2.3
第13特定計算期間	自 2010年11月17日 至 2011年5月16日	1.7
第14特定計算期間	自 2011年5月17日 至 2011年11月16日	7.1
第15特定計算期間	自 2011年11月17日 至 2012年5月16日	1.9
第16特定計算期間	自 2012年5月17日 至 2012年11月16日	4.9
第17特定計算期間	自 2012年11月17日 至 2013年5月16日	24.4
第18特定計算期間	自 2013年5月17日 至 2013年11月18日	3.6
第19特定計算期間	自 2013年11月19日 至 2014年5月16日	2.8
第20特定計算期間	自 2014年5月17日 至 2014年11月17日	8.4
第21特定計算期間	自 2014年11月18日 至 2015年5月18日	2.6
第22特定計算期間	自 2015年5月19日 至 2015年11月16日	3.9
第23特定計算期間	自 2015年11月17日 至 2016年5月16日	10.2
第24特定計算期間	自 2016年5月17日 至 2016年11月16日	0.2
第25特定計算期間	自 2016年11月17日 至 2017年5月16日	3.7
第26特定計算期間	自 2017年5月17日 至 2017年11月16日	0.0
第27特定計算期間	自 2017年11月17日 至 2018年5月16日	6.7
第28特定計算期間	自 2018年5月17日 至 2018年11月16日	1.9
第29特定計算期間	自 2018年11月17日 至 2019年5月16日	1.1

(注)各特定計算期間の収益率とは、特定計算期間末日の分配付基準価額から前期特定計算期間末日分配落基準価額を控除した額を前期特定計算期間末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

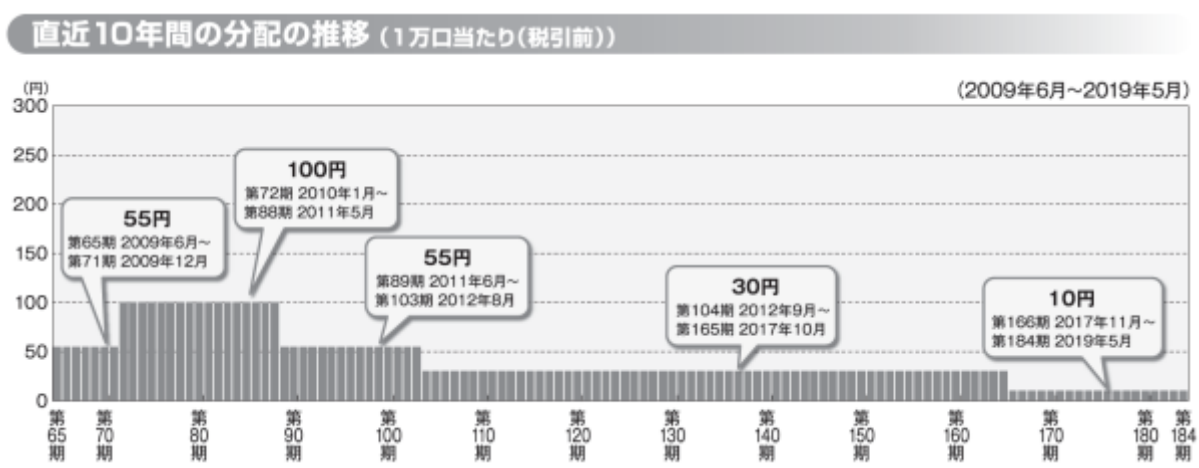
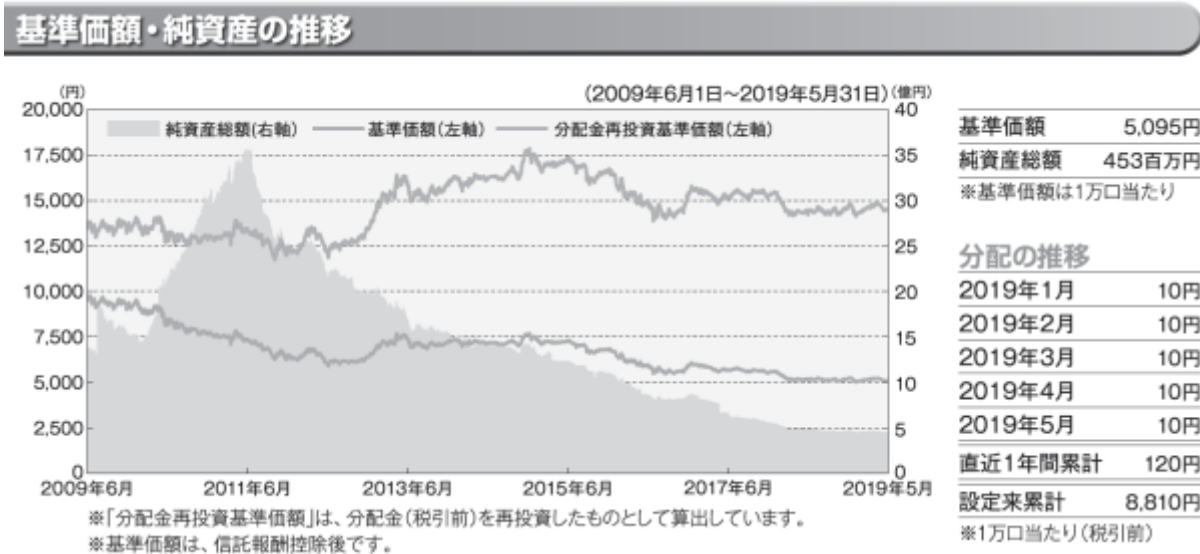
(4) 【設定及び解約の実績】

当ファンドの各特定期間における設定及び一部解約の実績は次の通りです。

	計算期間	設定口数	解約口数
第10特定計算期間	自 2009年 5 月19日 至 2009年11月16日	754,428,338	470,661,605
第11特定計算期間	自 2009年11月17日 至 2010年 5 月17日	1,124,913,287	335,038,982
第12特定計算期間	自 2010年 5 月18日 至 2010年11月16日	1,906,777,927	415,795,765
第13特定計算期間	自 2010年11月17日 至 2011年 5 月16日	2,111,320,664	1,315,317,099
第14特定計算期間	自 2011年 5 月17日 至 2011年11月16日	541,260,219	1,390,864,315
第15特定計算期間	自 2011年11月17日 至 2012年 5 月16日	246,416,964	479,132,580
第16特定計算期間	自 2012年 5 月17日 至 2012年11月16日	140,185,423	665,665,500
第17特定計算期間	自 2012年11月17日 至 2013年 5 月16日	152,964,119	954,754,604
第18特定計算期間	自 2013年 5 月17日 至 2013年11月18日	146,420,103	325,294,682
第19特定計算期間	自 2013年11月19日 至 2014年 5 月16日	347,510,365	524,070,302
第20特定計算期間	自 2014年 5 月17日 至 2014年11月17日	110,098,559	248,878,624
第21特定計算期間	自 2014年11月18日 至 2015年 5 月18日	115,377,992	279,513,269
第22特定計算期間	自 2015年 5 月19日 至 2015年11月16日	112,823,667	200,410,049
第23特定計算期間	自 2015年11月17日 至 2016年 5 月16日	35,750,215	193,463,704
第24特定計算期間	自 2016年 5 月17日 至 2016年11月16日	34,776,918	42,463,901
第25特定計算期間	自 2016年11月17日 至 2017年 5 月16日	32,976,312	316,916,733
第26特定計算期間	自 2017年 5 月17日 至 2017年11月16日	33,343,233	182,683,701
第27特定計算期間	自 2017年11月17日 至 2018年 5 月16日	23,726,794	93,004,596
第28特定計算期間	自 2018年 5 月17日 至 2018年11月16日	27,153,880	73,503,667

第29特定計算期間	自 2018年11月17日 至 2019年5月16日	15,109,467	30,925,192
-----------	-------------------------------	------------	------------

< 参考情報 > 運用実績（2019年5月31日現在）



主要な資産の状況

投資状況

資産の種類	国／地域	純資産比率(%)
国債証券	アメリカ	48.96
	ニュージーランド	16.15
	オーストラリア	14.29
	ノルウェー	9.83
	スウェーデン	9.13
	小計	98.36
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.64
合計(純資産総額)		100.00

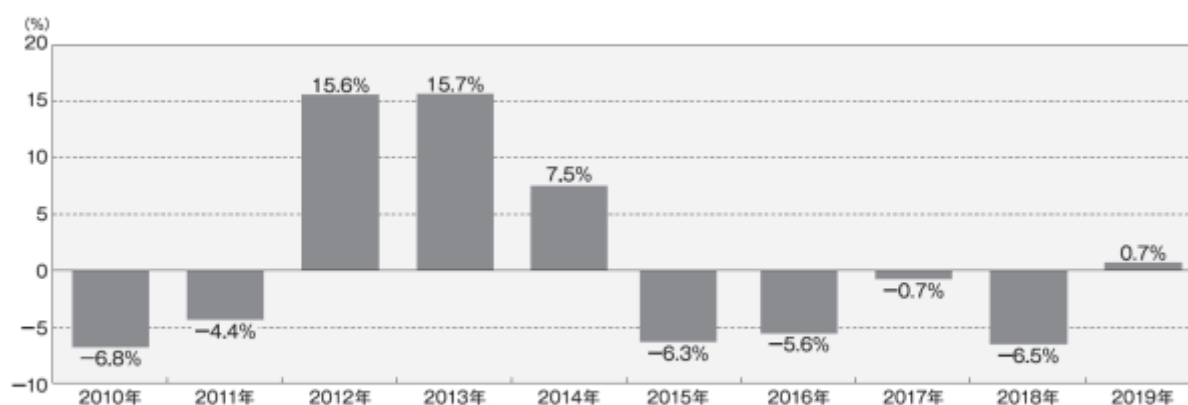
組入銘柄

順位	種類	国／地域	銘柄名	利率(%)	償還日	純資産比率(%)
1	国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B 2.25%	2.25	2027/8/15	48.96
2	国債証券	ニュージーランド	NEW ZEALAND GVT 5.5%	5.50	2023/4/15	16.15
3	国債証券	オーストラリア	AUSTRALIAN GOVT 2.75%	2.75	2024/4/21	14.29
4	国債証券	ノルウェー	NORWEGIAN GOVERNMENT	1.75	2025/3/13	9.83
5	国債証券	スウェーデン	SWEDISH GOVT 2.5%	2.50	2025/5/12	9.13

※当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※年間収益率を暦年ベースで表示しております。2019年は年初から5月末までの収益率です。

※収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

*運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込みください。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の扱いとさせていただきます。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日はお申込みの受付は行いません。

お申込単位の詳細は、お取扱いの販売会社にお問合わせください。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する際のお買付単位は1円単位となり無手数料の扱いとなります。詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額の3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定めることとします。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する際は、無手数料の扱いとなります。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。なお、消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

米国人投資家に係る制限

委託会社は米国において投資顧問業の登録を行っておりません。当ファンドは米国において投資手段として登録されておらず、また当ファンドの受益権は1933年米国証券法に基づいて登録されておらず、今後登録される予定もないため、当ファンドの受益権は以下に定義される制限対象者に対して募集または販売することができません。

制限対象者とは、(i) 米国内に所在する人または事業体（米国居住者を含む）、(ii) 米国または米国の州の法律が適用される企業またはその他事業体、(iii) 米国外に所在するすべての米国軍事関係者、または米国の政府もしくは政府関係機関に係るすべての従業員、または(iv) 1933年米国証券法（改正を含む。）におけるレギュレーションSにより「米国人(U.S. Person)」と定義されるその他のすべての者、を指します。

当ファンドは、1974年米国従業員退職所得保障法（改正を含む。）に基づくか否かを問わず、従業員給付制度またはその資産が従業員給付制度の資産の一部を構成する事業体である投資家からの取得の申込みは受け付けません。

当ファンドは2019年11月5日付で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、2019年8月16日（公告日）から開始致します。2019年8月16日現在、繰上償還の成否は未定ですが、2019年8月16日から2019年9月17日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えず、繰上償還が決定した場合、申込期間は2019年10月31日までとします。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

2【換金（解約）手続等】

ご換金（解約）のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込みください。

当ファンドの解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

解約のお申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎての解約のお申込みは翌営業日の扱いとさせていただきます。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日はお申込みの受付は行いません。

また、ファンドの資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により一定の金額を超える大口の換金は制限を設ける場合があります。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託会社に対し、ファンドの収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託会社が、当該申し出を受付けた受益権を除く）をもって一部解約の実行を請求することができます。

解約価額は、解約申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、解約価額についてのお問い合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問い合わせ先》

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

解約代金は、原則として解約申込受付日から起算して5営業日目以降に販売会社にてお支払いします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

の規定により解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして、の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株式、上場投資信託：原則として、基準価額計算日¹の取引所の終値で評価します。

公社債等：原則として、基準価額計算日¹における以下のいずれかの価額で評価します²。

(a) 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）

(b) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

(c) 価格情報会社の提供する価額

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）：円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

投資信託受益証券：原則として、金融商品取引所等の上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等の上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価します。

b. 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。（掲載名「AAAソ」）

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし信託期間中において償還条件に該当する事由が生じた場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解除し、信託を終了させることができます。償還条件は後掲「(5) その他」の「ファンドの償還条件」をご覧ください。

当ファンドの信託期間は無期限とさせていただいておりましたが、2019年11月5日付で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、2019年8月16日（公告日）から開始致します。2019年8月16日現在、繰上償還の成否は未定ですが、2019年8月16日から2019年9月17日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えず、繰上償還が決定した場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、2019年11月5日に信託を終了（繰上償還）する予定です。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

(4) 【計算期間】

計算期間は原則として毎月17日から翌月16日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、該当日以降の最初の営業日を計算期間の終了日とします。

(5) 【その他】

() ファンドの償還条件

- A 信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- B 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- C 委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- D 上記C項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- E 上記D項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。
- F 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- G 上記D項からF項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記D項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

() 信託契約に関する監督官庁の命令

- A 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- B 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記() 信託約款の変更にします。

() 委託会社の登録取消等、受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- A 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、この信託は、監督官庁がこの信託契約に関

する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記（ ）D項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- B 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記（ ）信託約款の変更の規定にしたがい新受託会社を選任します。受託会社が辞任及び解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ ）償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（ ）信託約款の変更

- A 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- B 委託会社は、上記A項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- C 上記B項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- D 上記C項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記A項の信託約款の変更をしません。
- E 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ ）公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-am.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（ ）運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、毎年5月及び11月に到来する計算期間終了時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

（ ）関係法人との契約更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

- （1）当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（2）収益分配金に対する権利

当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。自動けいぞく投資契約に基づき

収益分配金を再投資する場合には、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

（３）償還金に対する権利

当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

（４）受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

解約代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

（５）受益者集会は開催されません。

（６）帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2018年11月17日から2019年5月16日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

A A A ソブリン・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間末 (2018年11月16日現在)	当特定期間末 (2019年5月16日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	6,484,405	890,318
コール・ローン	9,131,307	4,901,646
国債証券	452,155,789	444,494,208
未収利息	2,154,372	1,784,706
前払費用	677,082	-
その他未収収益	194,873	383,525
流動資産合計	470,797,828	452,454,403
資産合計	470,797,828	452,454,403
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	904,662	888,846
未払解約金	-	120,888
未払受託者報酬	21,244	20,290
未払委託者報酬	424,903	405,779
未払利息	23	12
その他未払費用	42,470	40,563
流動負債合計	1,393,302	1,476,378
負債合計	1,393,302	1,476,378
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 904,662,292	1, 2 888,846,567
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3 435,257,766	3 437,868,542
(分配準備積立金)	134,437	-
元本等合計	469,404,526	450,978,025
純資産合計	469,404,526	450,978,025
負債純資産合計	470,797,828	452,454,403

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自 2018年 5月17日 至 2018年11月16日	当特定期間 自 2018年11月17日 至 2019年 5月16日
営業収益		
受取利息	5,025,577	6,032,321
有価証券売買等損益	378,464	19,015,492
為替差損益	6,308,796	27,177,402
その他収益	167,437	188,652
営業収益合計	11,880,274	1,940,937
営業費用		
支払利息	33,893	1,834
受託者報酬	129,062	123,894
委託者報酬	2,581,148	2,477,893
その他費用	289,585	274,459
営業費用合計	3,033,688	2,878,080
営業利益又は営業損失（ ）	8,846,586	4,819,017
経常利益又は経常損失（ ）	8,846,586	4,819,017
当期純利益又は当期純損失（ ）	8,846,586	4,819,017
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	23,855	20,975
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	460,992,827	435,257,766
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,573,722	14,882,946
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,573,722	14,882,946
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,170,570	7,318,382
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,170,570	7,318,382
分配金	1 5,490,822	1 5,377,298
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	435,257,766	437,868,542

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における特定期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は特定期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 特定期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における特定期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条に基づき処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

前特定期間末 (2018年11月16日現在)		当特定期間末 (2019年 5 月16日現在)	
1 期首元本額	951,012,079円	1 期首元本額	904,662,292円
期中追加設定元本額	27,153,880円	期中追加設定元本額	15,109,467円
期中解約元本額	73,503,667円	期中解約元本額	30,925,192円
2 特定期間末における受益権の総数	904,662,292口	2 特定期間末における受益権の総数	888,846,567口
3 元本の欠損		3 元本の欠損	
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、435,257,766円であります。		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、437,868,542円であります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 2018年 5 月17日

至 2018年11月16日

1 分配金の計算過程

（自 2018年5月17日 至 2018年6月18日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（728,306円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（30,059,721円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は30,788,027円（1万口当たり325円）であり、うち945,725円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

分配金の計算過程

（自 2018年6月19日 至 2018年7月17日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（717,370円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（28,088,624円）及び分配準備積立金（699,681円）より分配対象収益は29,505,675円（1万口当たり323円）であり、うち912,309円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

分配金の計算過程

（自 2018年7月18日 至 2018年8月16日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（274,911円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（28,085,238円）及び分配準備積立金（500,642円）より分配対象収益は28,860,791円（1万口当たり316円）であり、うち912,040円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

分配金の計算過程

（自 2018年8月17日 至 2018年9月18日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（761,846円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（27,963,604円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は28,725,450円（1万口当たり314円）であり、うち912,486円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

分配金の計算過程

（自 2018年9月19日 至 2018年10月16日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（356,955円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（27,542,599円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は27,899,554円（1万口当たり308円）であり、うち903,600円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

分配金の計算過程

（自 2018年10月17日 至 2018年11月16日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,039,099円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（27,029,103円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は28,068,202円（1万口当たり310円）であり、うち904,662円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

当特定期間

自 2018年11月17日

至 2019年 5月16日

1 分配金の計算過程

(自 2018年11月17日 至 2018年12月17日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（950,246円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（26,911,561円）及び分配準備積立金（133,372円）より分配対象収益は27,995,179円（1万口当たり310円）であり、うち900,688円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

分配金の計算過程

(自 2018年12月18日 至 2019年 1月16日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（541,099円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（26,885,224円）及び分配準備積立金（182,184円）より分配対象収益は27,608,507円（1万口当たり306円）であり、うち899,765円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

分配金の計算過程

(自 2019年 1月17日 至 2019年 2月18日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,058,230円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（26,747,271円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は27,805,501円（1万口当たり308円）であり、うち901,037円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

分配金の計算過程

(自 2019年 2月19日 至 2019年 3月18日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（909,049円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（26,657,033円）及び分配準備積立金（156,246円）より分配対象収益は27,722,328円（1万口当たり308円）であり、うち897,964円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

分配金の計算過程

(自 2019年 3月19日 至 2019年 4月16日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（851,531円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（26,391,610円）及び分配準備積立金（165,268円）より分配対象収益は27,408,409円（1万口当たり308円）であり、うち888,998円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

分配金の計算過程

(自 2019年 4月17日 至 2019年 5月16日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（533,617円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（26,387,994円）及び分配準備積立金（127,445円）より分配対象収益は27,049,056円（1万口当たり304円）であり、うち888,846円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（国債証券）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクを有しております。 当ファンドが行うデリバティブ取引については、信託財産に属する外貨建資金の受渡しを行う際の円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門及びプロダクト部門においては、運用管理の一環として個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	前特定期間末 (2018年11月16日現在)	当特定期間末 (2019年5月16日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 - (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 - (3) 上記以外の金融商品 同左

(有価証券に関する注記)

前特定期間末(2018年11月16日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	619,425
合計	619,425

当特定期間末（2019年5月16日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	4,859,237
合計	4,859,237

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前特定期間（自 2018年5月17日 至 2018年11月16日）	
関連当事者の名称	BNP Paribas
当ファンドとの関係	投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等
取引内容	有価証券の買付に係る委託手数料
取引金額（円）	-
取引により発生した債券又は債務に係る主な項目別の当該特定期間の末日における残高（円）	-
（注）取引条件及び取引条件の決定方針 社内規定により取引業者の選定を行っております。また、資産の売買においては、社内規定に基づき最良執行を行っており、取引条件はその結果として決定されております。 当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。	

当特定期間（自 2018年11月17日 至 2019年5月16日）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

前特定期間末 （2018年11月16日現在）		当特定期間末 （2019年5月16日現在）	
一口当たり純資産額	0.5189 円	一口当たり純資産額	0.5074 円
（一万口当たり純資産額	5,189 円）	（一万口当たり純資産額	5,074 円）

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額	備考
----	----	-----	------	-----	----

国債証券	米ドル	US TREASURY N/B 2.25% 20270815	2,020,000.00	2,008,558.72	
		米ドル 小計	2,020,000.00	2,008,558.72 (219,957,265)	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVT 2.75% 20240421	800,000.00	854,856.80	
		豪ドル 小計	800,000.00	854,856.80 (64,789,596)	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GVT 5.5% 20230415	890,000.00	1,026,425.43	
		ニュージーランドドル 小計	890,000.00	1,026,425.43 (73,748,667)	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVT 2.5% 20250512	3,100,000.00	3,618,540.10	
		スウェーデンクローナ 小計	3,100,000.00	3,618,540.10 (41,251,357)	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT 20250313	3,500,000.00	3,562,685.00	
		ノルウェークローネ 小計	3,500,000.00	3,562,685.00 (44,747,323)	
	国債証券 合計			444,494,208 (444,494,208)	
	合計			444,494,208 (444,494,208)	

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

（注２）合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内書で表示しております。

（注３）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 1 銘柄	100.00%	49.49%
豪ドル	国債証券 1 銘柄	100.00%	14.57%
ニュージーランドドル	国債証券 1 銘柄	100.00%	16.59%
スウェーデンクローナ	国債証券 1 銘柄	100.00%	9.28%
ノルウェークローネ	国債証券 1 銘柄	100.00%	10.07%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2019年5月31日

資産総額	453,737,603	円
負債総額	230,604	円
純資産総額（ - ）	453,506,999	円
発行済数量	890,134,129	口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5095	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドのすべての受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（2019年5月末現在）

資本金の額	1億円
発行可能株式総数	500,000株
発行済株式総数	169,000株

（最近5年間における資本金の額の増減）

2014年8月1日に2億5,000万円の減資

2016年7月26日に2億5,000万円の増資

2016年11月30日に2億5,000万円の減資

2018年11月21日に4億円の増資

2018年12月27日に4億円の減資

b. 委託会社等の機構（2019年5月末現在）

（1）委託会社の機構

会社の意思決定機関として取締役会を設置しています。取締役会は、株主総会において選任された3名以上の取締役（各取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。）から構成され、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。取締役会は、原則として代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故あるときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の決議は、原則として、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によって行います。

また、取締役会が決定した会社の経営方針を執行するために必要となる重要な事項についての審議及び意思決定を的確に行うことにより効果的な経営の推進を図ることを目的として、経営委員会を設置しています。

（2）投資運用の意思決定機構

1. 委託会社の運用体制

・運用部門

運用計画の策定、運用の意思決定、取引の執行、市場動向、ポートフォリオ、運用ガイドライン等のモニタリングを行います。

・運用委員会

原則として月1回及び随時に開催し、投資環境や投資行動についての報告を行います。また、投資運用活動に関する協議を行い、関連する重要な情報を委員会で共有し、それによって当社の投資運用に関わる業務を効果的に推進します。

・リスク管理委員会

原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスと投資リスクの状況及び約款・投資ガイドラインの遵守状況等の報告を行います。また、投資リスク及びオペレーショナル・リスクなどに関する協議を行い、また関連する重要な情報を委員会で共有し、それによって当社の日常業務におけるリスク管理を効果的に推進します。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

・内部管理委員会

原則として月1回及び随時に開催し、各部署における自主検査の実施状況及び結果の報告、独立した専任部署による投資リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクなどの管理状況の確認を行います。あわせて当社における内部管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備を確実なものとするために必要な協議と情報共有を迅速かつ効果的に行います。

2. 運用の意思決定プロセス

運用部門が独自に行う調査及びBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。

運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（2019年5月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額（単位：億円）
追加型株式投資信託	27	1,940
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	5	290
単位型公社債投資信託	3	2
合計	35	2,233

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第20期 (2017年12月31日現在)		第21期 (2018年12月31日現在)	
資産の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
流動資産	* 1				
預金			899,569		963,987
前払費用			6,619		5,803
未収委託者報酬			347,529		262,888
未収運用受託報酬			133,177		122,500
未収収益			212,728		137,405
未収入金			4,398		5,486
未収消費税等			-		11,239
立替金			-		258
流動資産計				1,604,022	
固定資産					
投資その他の資産			13,538		13,317
長期差入保証金		7,538		7,317	
その他		6,000		6,000	
固定資産計			13,538		13,317
資産合計			1,617,560		1,522,887

有価証券報告書（内国投資）

期別		第20期 （ 2017年12月31日現在 ）		第21期 （ 2018年12月31日現在 ）	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			18,346		21,990
未払金			366,244		371,969
未払手数料		75,196		56,009	
未払委託調査費		192,152		138,900	
その他未払金		98,895		177,059	
未払費用			108,139		121,056
未払法人税等			18,641		-
賞与引当金			114,767		121,990
役員賞与引当金			32,158		17,404
流動負債計			658,297		654,410
固定負債					
退職給付引当金			220,737		226,274
役員退職慰労引当金			8,667		10,796
資産除去債務			105,136		68,236
固定負債計			334,541		305,307
負債合計			992,838		959,717
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			100,000		100,000
資本剰余金			846,165		1,324,722
資本準備金		50,000		50,000	
その他資本剰余金		796,165		1,274,722	
利益剰余金			321,443		861,552
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		321,443		861,552	
株主資本合計			624,722		563,169
純資産合計			624,722		563,169
負債・純資産合計			1,617,560		1,522,887

（２）【損益計算書】

期別		第20期 自2017年1月1日 至2017年12月31日		第21期 自2018年1月1日 至2018年12月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			1,159,808		934,658
運用受託報酬			361,192		312,008
その他営業収益			728,121		489,510
営業収益計			2,249,122		1,736,178
営業費用					
支払手数料			365,682		275,559
広告宣伝費			308		227
調査費			501,938		458,746
調査研究費		35,350		27,501	
委託調査費		466,587		431,244	
委託計算費			103,101		76,749
営業雑経費			19,294		16,780
印刷費		15,420		12,901	
協会費		3,874		3,878	
営業費用計			990,325		828,063
一般管理費					
給料			785,053		788,640
役員報酬		35,499		39,830	
給料・手当		743,414		742,508	
賞与		6,139		6,301	
業務委託費			245,110		282,309
交際費			1,004		2,554
旅費交通費			23,400		16,264
租税公課			3,301		1,236
不動産賃借料			214,299		222,237
賞与引当金繰入額			111,178		114,460
役員賞与引当金繰入額			23,968		6,943
退職給付費用			51,592		53,804
役員退職慰労引当金繰入額			2,125		2,129
諸経費			151,004		157,211
一般管理費計			1,612,039		1,647,792
営業損失（ ）			353,242		739,676

期別		第20期 自2017年1月1日 至2017年12月31日		第21期 自2018年1月1日 至2018年12月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益		千円	千円	千円	千円
受取利息			0		0
為替差益			-		1,529
雑益			4,244		1,904
営業外収益計			4,245		3,434
営業外費用					
株式交付費			-		2,800
為替差損			1,001		-
雑損失			-		265
営業外費用計			1,001		3,065
経常損失（ ）			349,999		739,307
特別利益					
受贈益	* 1		500,000		-
資産除去債務履行差額			-		73,106
特別利益計			500,000		73,106
特別損失					
割増退職金			15,200		29,627
減損損失	* 2		-		161,924
特別損失計			15,200		191,551
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失（ ）			134,800		857,752
法人税、住民税及び事業税		18,641		3,800	
法人税等調整額		-	18,641	-	3,800
当期純利益又は当期純損失 （ ）			116,159		861,552

（３）【株主資本等変動計算書】

第20期

自 2017年1月1日

至 2017年12月31日

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	100,000	50,000	796,165	846,165	437,603	437,603	508,562	508,562
当期変動額								
当期純利益					116,159	116,159	116,159	116,159
当期変動額合計	-	-	-	-	116,159	116,159	116,159	116,159
当期末残高	100,000	50,000	796,165	846,165	321,443	321,443	624,722	624,722

第21期

自 2018年1月1日

至 2018年12月31日

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	100,000	50,000	796,165	846,165	321,443	321,443	624,722	624,722
当期変動額								
新株の発行	400,000	400,000		400,000			800,000	800,000
減資	400,000		400,000	400,000			-	-
資本準備金の取崩		400,000	400,000	-			-	-
欠損填補			321,443	321,443	321,443	321,443	-	-
当期純損失					861,552	861,552	861,552	861,552
当期変動額合計	-	-	478,556	478,556	540,108	540,108	61,552	61,552
当期末残高	100,000	50,000	1,274,722	1,324,722	861,552	861,552	563,169	563,169

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る当事業年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
3．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

第21期 自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日	
未適用の会計基準等 ・収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会） ・収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会） (1) 概要 収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。 ステップ1：顧客との契約を識別する ステップ2：契約における履行義務を識別する ステップ3：取引価格を算定する ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する ステップ5：履行義務を充足する時又は充足するにつれて収益を認識する (2) 適用予定日 適用時期については、現在検討中であります。 (3) 当該会計基準等の適用による影響 影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。	

注記事項

（貸借対照表関係）

第20期 （2017年12月31日現在）		第21期 （2018年12月31日現在）	
* 1	関係会社項目 預金	892,530千円	* 1 関係会社項目 預金 957,131千円

（損益計算書関係）

第20期 自2017年 1 月 1 日 至2017年12月31日	第21期 自2018年 1 月 1 日 至2018年12月31日																		
* 1 当社の親会社であるBNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディングより、当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。	* 2 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 <table><tr><th>用途</th><th>場所</th><th>種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>事務所</td><td>東京都</td><td>建物・</td><td></td></tr><tr><td>設備</td><td>千代田区</td><td>器具備品</td><td>161,924千円</td></tr></table> （経緯） 上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価格全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、以下の通りであります。 （減損損失の金額） <table><tr><td>建物</td><td>158,988 千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>2,935 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>161,924 千円</td></tr></table> （グルーピングの方法） 当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングをしております。 （回収可能価額の算定方法等） 当社の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。	用途	場所	種類	金額	事務所	東京都	建物・		設備	千代田区	器具備品	161,924千円	建物	158,988 千円	器具備品	2,935 千円	合計	161,924 千円
用途	場所	種類	金額																
事務所	東京都	建物・																	
設備	千代田区	器具備品	161,924千円																
建物	158,988 千円																		
器具備品	2,935 千円																		
合計	161,924 千円																		

（株主資本等変動計算書関係）

第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日				
1．発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	89,000	-	-	89,000
2．配当に関する事項 該当事項はありません。				
第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日				
1．発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	89,000	80,000	-	169,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 80,000株は、2018年11月21日付のBNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディングを割当先とするものであります。				
2．配当に関する事項 該当事項はありません。				

（リース取引関係）

第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日
オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。	オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料
(借主側)	(借主側)
1 年内 158,690千円	1 年内 86,736千円
1 年超 4,255千円	1 年超 -
合 計 162,945千円	合 計 86,736千円

1. 金融商品の状況に関する事項

第20期

自 2017年1月1日

至 2017年12月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分がグループ会社（ビー・エヌ・ピー・パリバ）に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第20期 (2017年12月31日現在)			
2017年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。			
(単位：千円)			
科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	899,569	899,569	-
未収委託者報酬	347,529	347,529	-
未収運用受託報酬	133,177	133,177	-
未収収益	212,728	212,728	-
資産計	1,593,004	1,593,004	-
未払手数料	75,196	75,196	-
未払委託調査費	192,152	192,152	-
その他未払金	98,895	98,895	-
未払費用	108,139	108,139	-
負債計	474,383	474,383	-

(注１) 金融商品の時価の算定方法

(1) 預金
預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益
これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払手数料、未払委託調査費
これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他未払金、未払費用
これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注２) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	899,569	-	-	-
未収委託者報酬	347,529	-	-	-
未収運用受託報酬	133,177	-	-	-
未収収益	212,728	-	-	-

1. 金融商品の状況に関する事項

第21期

自 2018年1月1日

至 2018年12月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分がグループ会社（ビー・エヌ・ピー・パリバ）に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、BNPパリバ・アセットマネジメントグループの定める手続きに則った審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第21期

(2018年12月31日現在)

2018年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	963,987	963,987	-
未収委託者報酬	262,888	262,888	-
未収運用受託報酬	122,500	122,500	-
未収収益	137,405	137,405	-
資産計	1,486,782	1,486,782	-
未払手数料	56,009	56,009	-
未払委託調査費	138,900	138,900	-
その他未払金	177,059	177,059	-
未払費用	121,056	121,056	-
負債計	493,025	493,025	-

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	963,987	-	-	-
未収委託者報酬	262,888	-	-	-
未収運用受託報酬	122,500	-	-	-
未収収益	137,405	-	-	-

（有価証券関係）

第20期 (2017年12月31日現在)	第21期 (2018年12月31日現在)
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日																								
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2．簡便法を適用した確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>282,700千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>21,847千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>83,810千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>220,737千円</td></tr> </table> (2) 退職給付費用 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>21,847千円</td></tr> </table> 3．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、29,745千円でありました。	退職給付引当金の期首残高	282,700千円	退職給付費用	21,847千円	退職給付の支払額	83,810千円	その他未払金への振替額	-	退職給付引当金の期末残高	220,737千円	簡便法で計算した退職給付費用	21,847千円	1．採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2．簡便法を適用した確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>220,737千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>23,126千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>10,745千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td><td>6,843千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>226,274千円</td></tr> </table> (2) 退職給付費用 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>23,126千円</td></tr> </table> 3．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、30,230千円でありました。	退職給付引当金の期首残高	220,737千円	退職給付費用	23,126千円	退職給付の支払額	10,745千円	その他未払金への振替額	6,843千円	退職給付引当金の期末残高	226,274千円	簡便法で計算した退職給付費用	23,126千円
退職給付引当金の期首残高	282,700千円																								
退職給付費用	21,847千円																								
退職給付の支払額	83,810千円																								
その他未払金への振替額	-																								
退職給付引当金の期末残高	220,737千円																								
簡便法で計算した退職給付費用	21,847千円																								
退職給付引当金の期首残高	220,737千円																								
退職給付費用	23,126千円																								
退職給付の支払額	10,745千円																								
その他未払金への振替額	6,843千円																								
退職給付引当金の期末残高	226,274千円																								
簡便法で計算した退職給付費用	23,126千円																								

（税効果会計関係）

第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 76,353	退職給付引当金 80,261
役員退職慰労引当金 2,998	役員退職慰労引当金 3,735
賞与引当金 40,260	賞与引当金 42,208
未払金 37,162	未払金 39,937
未払費用 35,614	未払費用 34,142
その他 72,524	その他 65,775
繰越欠損金 1,929,548	繰越欠損金 1,829,776
繰延税金資産小計 2,194,461	繰延税金資産小計 2,095,834
評価性引当額 2,194,461	評価性引当額 2,095,834
繰延税金資産合計 -	繰延税金資産合計 -
繰延税金負債 -	繰延税金負債 -
繰延税金資産(負債)の純額 -	繰延税金資産(負債)の純額 -
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との差異の原因となった主な項目別 の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との差異の原因となった主な項目別 の内訳
法定実効税率 34.81%	当事業年度は税引前当期純損失を計上している
(調整)	ため、差異の原因についての記載を省略しており
住民税均等割 2.82%	ます。
交際費等永久に損金に算入さ れない項目 6.65%	
繰越欠損金の期限切れ 425.91%	
評価性引当額の増減額 453.42%	
その他 2.95%	
税効果会計適用後の法人税等 の負担率 13.83%	

（資産除去債務関係）

第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日																
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り0.94%から1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>103,910千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td><u>1,226千円</u></td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td><u><u>105,136千円</u></u></td></tr> </table>	期首残高	103,910千円	時の経過による調整額	<u>1,226千円</u>	期末残高	<u><u>105,136千円</u></u>	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の貸室定期転貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を5年(原賃貸借契約期間)と見積もり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積額を計上しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>105,136千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>1,241千円</td></tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td><td>106,377千円</td></tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td><td><u>68,236千円</u></td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td><u><u>68,236千円</u></u></td></tr> </table>	期首残高	105,136千円	時の経過による調整額	1,241千円	資産除去債務の履行による減少額	106,377千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	<u>68,236千円</u>	期末残高	<u><u>68,236千円</u></u>
期首残高	103,910千円																
時の経過による調整額	<u>1,226千円</u>																
期末残高	<u><u>105,136千円</u></u>																
期首残高	105,136千円																
時の経過による調整額	1,241千円																
資産除去債務の履行による減少額	106,377千円																
有形固定資産の取得に伴う増加額	<u>68,236千円</u>																
期末残高	<u><u>68,236千円</u></u>																

（セグメント情報等）

第20期 自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日				
(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1．製品及びサービスごとの情報				(単位：千円)
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業 収益	1,159,808	361,192	728,121	2,249,122
2．地域ごとの情報				
(1) 営業収益				(単位：千円)
日本	ルクセンブルク	オランダ	その他	合計
1,337,132	338,926	286,971	286,092	2,249,122
(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先 所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産 該当事項はありません。				
3．主要な顧客ごとの情報				(単位：千円)
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
ヘッジファンド・リターン・ ターゲットファンド・為替ヘッ ジあり(適格機関投資家専用)	357,556		なし	
BNPパリバ・アセットマネジ メント・ルクセンブルク	338,926		なし	
BNPパリバ・アセットマネジ メント・ネーデルラントN.V.	286,971		なし	
(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報) 該当事項はありません。				
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。				
(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。				

第21期
自 2018年 1 月 1 日
至 2018年12月31日

（セグメント情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）
1．製品及びサービスごとの情報（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	934,658	312,008	489,510	1,736,178

2．地域ごとの情報
(1) 営業収益（単位：千円）

日本	ルクセンブルク	オランダ	その他	合計
1,087,151	269,893	229,453	149,680	1,736,178

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産
該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）	313,718	なし
BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	269,893	なし
BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.	229,453	なし

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）
該当事項はありません。

（関連当事者関係）

1. 関連当事者との取引

第20期（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	パリ、フランス共和国	23百万ユーロ	持株会社	直接100%	現金の贈与	受贈益（注1）	500,000	-	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.	アムステルダム、オランダ王国	225千ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	286,971	未収収益	71,492
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	145,057	未収収益	29,700
						運用受託契約の締結	運用受託報酬の受入	183,869	未収運用受託報酬	48,150
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス	パリ、フランス共和国	120百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 業務委託契約の締結	その他営業収益の受入 業務委託費の支払	116,636 63,997	未収収益 未払費用	97,947 22,061
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ベルギー	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	105,832	未払費用	29,923
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント USA インク	ニューヨーク、アメリカ合衆国	64百万ドル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	36,854	未払委託調査費	25,671

親会社 の子会社	BNPパリ バ・アセット マネジメン ト・ブラジル LTDA	サンパウ ロ、ブラ ジル連邦 共和国	15百万 レアル	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結	委託調査 費の支払	59,781	未払委託 調査費	37,683
親会社 の子会社	カーディフ・ アシュアラン ス・ヴィ	パリ、 フランス 共和国	719百万 ユーロ	生命保 険業	無し	運用受託契約の 締結	運用受託 報酬の 受入	35,280	未収運用 受託報酬	19,381

第21期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	BNPパリ バ・アセット マネジメン ト・ホール ディング	パリ、 フランス 共和国	23百万 ユーロ	持株会 社	直接100%	増資の引受	増資 (注2)	800,000	-	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	BNPパリ バ・アセット マネジメン ト・ネーデル ラントN.V.	アムステ ルダム、 オランダ 王国	225千 ユーロ	資産運 用業	無し	運用再委託契約 の締結	その他 営業収益 の受入	229,453	未収収益	54,062
親会社の子会社	BNPパリ バ・アセット マネジメン ト・ルクセン ブルク	ルクセン ブルク、 ルクセン ブルク大 公国	3百万 ユーロ	資産運 用業	無し	運用再委託契約 の締結	その他 営業収益 の受入	100,376	未収収益	34,651
						運用受託契約の 締結	運用受託 報酬の 受入	159,516	未収運用 受託報酬	34,212
親会社の子会社	BNPパリ バ・アセット マネジメン ト・フランス	パリ、 フランス 共和国	120百万 ユーロ	資産運 用業	無し	運用再委託契約 の締結	その他 営業収益 の受入	96,902	未収収益	21,410
						業務委託契約の 締結	業務委託 費の支払	101,771	未払費用	37,076

親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ベルギー	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	118,498	未払費用	33,558
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント USA インク	ニューヨーク、アメリカ合衆国	64百万ドル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	51,152	未払委託調査費	27,348
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル LTDA	サンパウロ、ブラジル連邦共和国	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	46,962	未払委託調査費	5,753
親会社の子会社	カーディフ生命保険株式会社	東京都渋谷区	206億円	生命保険業	無し	運用受託契約の締結	運用受託報酬の受入	36,560	未収運用受託報酬	20,299

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。

（注２）当社の行った株主割当増資を１株当たり10,000円で引き受けたものであります。

（注３）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注４）国内取引については、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。海外取引については、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

２．親会社に関する情報

(1) 親会社情報

BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

（１株当たり情報）

第20期 自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日																
・ 1株当たり純資産 7,019円 ・ 1株当たり当期純利益 1,305円	・ 1株当たり純資産 3,332円 ・ 1株当たり当期純損失 8,792円																
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 <table> <tr> <td>当期純利益</td><td>116,159千円</td></tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td><td>116,159千円</td></tr> <tr> <td>期中平均株式数・普通株式</td><td>89,000株</td></tr> </table>	当期純利益	116,159千円	普通株主に帰属しない金額	-	普通株式に係る当期純利益	116,159千円	期中平均株式数・普通株式	89,000株	1株当たり当期純損失の算定上の基礎 <table> <tr> <td>当期純損失</td><td>861,552千円</td></tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純損失</td><td>861,552千円</td></tr> <tr> <td>期中平均株式数・普通株式</td><td>97,986株</td></tr> </table>	当期純損失	861,552千円	普通株主に帰属しない金額	-	普通株式に係る当期純損失	861,552千円	期中平均株式数・普通株式	97,986株
当期純利益	116,159千円																
普通株主に帰属しない金額	-																
普通株式に係る当期純利益	116,159千円																
期中平均株式数・普通株式	89,000株																
当期純損失	861,552千円																
普通株主に帰属しない金額	-																
普通株式に係る当期純損失	861,552千円																
期中平均株式数・普通株式	97,986株																
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。																

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名 称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額：10,000百万円（2019年3月末現在）

・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
エース証券株式会社	8,831百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社 S B I 証券	48,323百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社西京銀行	23,497百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社広島銀行	54,573百万円	
全国信用協同組合連合会	107,275百万円	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
------------	-----------	--

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。
- (2) 販売会社：販売会社として、募集・販売の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払いならびに収益分配金の再投資に関する事務等を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

2019年1月17日	臨時報告書
2019年2月15日	有価証券報告書
2019年2月15日	有価証券届出書
2019年4月17日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2019年3月11日

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	正田 誠	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月19日

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているAAAソブリン・ファンドの2018年11月17日から2019年5月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AAAソブリン・ファンドの2019年5月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。